

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三豊干拓土地改良区から役員の  
退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和8年6月2日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	岡田 直紀	観音寺市柞田町乙398番地2	令和8年3月31日
〃	高橋 正博	観音寺市柞田町乙951番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	森脇 良隆	観音寺市柞田町乙2132番地	令和8年5月8日
〃	高橋 康	観音寺市柞田町乙1829番地1	〃